

重大事故防止マニュアル

【午睡】

○こどもの突然死や窒息を防ぐために午睡の環境を整える

- ・保育室はこどもの顔色や表情を観察できる明るさにする。
- ・直接日光や冷暖房の風が当たらない場所で、必ず保育士がこどものそばで見守る。
- ・うつ伏せになったら仰向けに直す。
- ・午睡（睡眠）時のチェックを行い、一人ひとり記録する。「形だけ」「ながら」のチェックではなく、こどもの観察を丁寧にする。
- ・室内の気温や湿度を確認し調節する。
- ・窒息の原因となるタオル、ぬいぐるみ、寝返り防止グッズなど顔のまわりに置かない。着衣の乱れにも注意する。
- ・やわらかすぎる寝具やタオルケットは顔がうまって窒息の危険があるため使用しない。
- ・機嫌の悪い子やぐずっている子は、気持ちを落ち着かせてから布団に入るようにし、無理に寝かせなくてもよいよう配慮する。

○こどもの緊急事態（反応がない、呼吸をしていない）に気付いた時

- ・別の保育士に知らせ、救急車（119）を呼ぶ。
- ・口の中に異物が入っていないか確かめ、気道を確保して心肺蘇生（人工呼吸と心臓マッサージ）＋AEDを行う。

*午睡チェックリストについて

- ・朝の体調では、登所時間を記入し、健康観察をする。
- ・入眠時間を記入し、1歳未満は5分、1歳児、2歳児は10分、3歳児以上は30分間隔で個別観察し異常の有無を記入する。

（体位・顔色・呼吸の異常・鼻づまり・咳など）

- ・起床時間を記入する。

<記入の仕方>

体位・・・仰向け ↑ 、右向き → 、左向き ← の矢印で記入する。

異常がない場合は✓を記入する。

[例]

10分	20分
↑	↑
✓	咳

*室内の温度・湿度管理について

<保育室環境の目安>

季節	温度	湿度
夏	26℃～28℃	
冬	20℃～23℃	60%

【食事】

○食事に関する情報の共有

- ・咀嚼機能や発達状況・喫食状況・好き嫌い・アレルギーの有無など、こどもの食事に関する情報について保育所内で共有する。
- ・栄養士と連携を取りこどもの年齢や季節に合った献立を立案し食事を提供する。
- ・食育に関する情報やレシピを紹介するなど、こどもの食事に関する情報を家庭と共有する。

○食事を提供する際の留意

- ・こどもが喫食する前に必ず職員が検食を行う。
- ・こどもが使用する机を拭く。(感染症流行時には消毒をする。)
- ・食事前には手洗いを徹底する。
- ・その日のこどもの健康状態や保育所での様子等を考慮し、配膳量を決定する。

○食事中の留意

- ・こどもが食事をしている時は近くで見守り誤嚥や窒息に気を付ける。
- ・ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意思に合ったタイミングで与える。
- ・食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・口の中に食べ物がなくなったことを確認してから次の食べ物を口に入れる。
- ・姿勢やマナーなどは、こども達が楽しく食事をしながら身につくようにしていく。

○食後の留意

- ・食べた後はお茶を飲む、うがいをする、歯磨きをするなど年齢にあった方法で口の中をきれいにする。
- ・食後はしばらく室内で静かに過ごす。

○アレルギー児に対する配慮

- ・アレルギー児は別テーブルにし、食器、トレイを変える等配慮をする。
- ・声に出して除去食対応表や食事を指差し確認し、確実な確認を実施し誤食を防ぐ。
- ・別テーブルで食事をすることでこどもが寂しい思いをしないよう配慮する。

【水遊び】

○使用の可否

- ・ こどもの健康状態（感染の流行、発熱、疲労、睡眠時間、空腹等）及び使用時間等を考慮し、天候、気温、水温、暑さ指数等を踏まえ日々決定する。
- ・ 実施の可否は責任者が行い、担当保育士が水遊びの環境設定を行う。

○衛生の確保

- ・ 水遊びのコーナーは常に整理整頓、清掃し、危険物、障害物が無いように注意する
- ・ 各クラス水遊び用たらいや玩具等の衛生を保つようにし、使用後は水の入替えを行う。

○こどもへの配慮

- ・ 保護者に水遊び時期には再度健康状態（熱、咳、下痢、目の充血等）、皮膚の状態（とびひ、水イボがつぶれていないか等）爪の状態を確認してもらう。
- ・ 水遊び前後には、必ず人数確認をする。
- ・ こどもに注意事項を説明する。
 - 水遊びエリアでは走らない。 たらい・水遊び用プールには入らない。
 - 水遊び用の水を飲まない。 十分な水分補給

○水遊びを行う場合の留意点等

- ・ 水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように役割分担を明確し、監視に専念できる体制作りをする。
- ・ 事故を未然に防止するため、水遊びに関わる職員に対して、こどもの水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。
- ・ 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行う。
- ・ 水遊びを行う場合に、こどもの安全を最優先するという認識を管理者・職員が日常から共有し、十分な監視体制の確保ができない場合は、中止も選択肢とする。

【園外活動及び散歩時における安全管理の取り組み】

○目的地の選定

- ・ こどもの年齢・心身の発達段階に見合った目的地、経路、時間を十分に考慮し無理のない場所・行程にする。
- ・ 当日の天候や状況の変化に合わせて目的地の変更も含め検討する。
- ・ 安全な交通経路を使用・選択する。
- ・ 事前に下見を行い、公園等の遊具や設備の確認をする。(劣化や破損等ないか) 遠足やプラネタリウムなどの園外保育では事前に打ち合わせを行う。

○目的地での活動内容

- ・ こどもの心身の発達段階を踏まえ安全に留意し、目的に合った活動をする。
- ・ 散歩等の園外活動を行う時はこどもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける。

○園外で活動する際の配慮

- ・ こどもの体調を把握する。活動や気候にふさわしい衣服を着ているか確認する。
- ・ トイレに行くよう声を掛ける。
- ・ 帽子の着用確認をする。(リュックサックや水筒などの持ち物を確認する。)
- ・ 散歩用品(救急用品・笛・携帯電話・ゴミ袋等)を用意し、年齢や目的地に応じて持ち物の整理・点検をしておく。(乳児は散歩車・おんぶ紐やオムツなど)
- ・ 必ず複数の保育士で引率を行う。移動中も引率漏れがないように常にこどもの行動に注意する。
- ・ 保育士は先頭と最後尾を基本とし、保育士が車道側を歩く。こどもを監視する人と車や周辺交通状況を監視する人に分かれ、全体に目配りし、声掛けや連携を取るようにする。
- ・ 保育所出発時、目的地到着時・目的地出発時・保育所到着時には必ずこどもの人数確認をする。(園外チェックリストを記入する。)
- ・ バス乗車時には、降車時にバスの中に残留の子がないか点検・確認を必ず行う。
- ・ 危険箇所、遊べる範囲、遊具の使い方やマナー等を保育士同士で確認しこどもに話をする。
- ・ 保育士は、立ち位置や役割を決め、連携を取りながら保育に当たる。
- ・ トイレに行くときは必ず保育士が付いて行き、トイレ内の安全を確認すると共に鍵はかけさせない。
- ・ 暑い時は小まめに水分補給をさせる。
- ・ 出発後、止むを得ず行き先、経路などを変更する場合は、必ず保育所に報告する。
- ・ 不審者がいないか、常時目を配る。不審者と思われる人がいた場合、速やかにその場を離れ、必要に応じて 110 番通報をする。

○日頃の行動・備え

- ・行き先や経路の変更、その他必要に応じて保育所に連絡を入れることを習慣付けておく。
- ・万一の事故に備え、緊急時の行動を確認しておく。
- ・所長、所長補佐は常に連絡が取れるようにしておく。
- ・所長、所長補佐が不在の場合でも慌てず対応する。

○園外での事故後の対応

- ・保育士は、当該児への応急処置、救命処置を行う者、他の園児の安全確保にあたる者、保育所に連絡を行う者に分かれて対応する。
- ・応援を頼む。
- ・状況に応じて保育所に戻る。
- ・保育所で連絡を受けた者（所長・所長補佐・事務所職員）は状況に応じて、119番や110番に要請するとともに、怪我をしたこどもの保護者への対応は十分に配慮して行う。
- ・事故報告書を作成する。
- ・速やかに園内会議を行い、事故前後の分析をし、全職員の意思統一を図る。

【救急対応時】

